

役員の内任年齢に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人石炭エネルギーセンター（以下「センター」という。）の役員の内任年齢に関し、必要な事項を定める。

(内任年齢)

第2条 役員の内任は、原則として65歳に達するまでとする。

- 2 理事長の職に常勤としてある者で特別な事情がある場合は、前項の限りでないが、この場合においても、原則として70歳に達するまでとする。
- 3 非常勤の会長及び理事長については、第1項の限りでないが、新任者については75歳を超えて、再任者については80歳を超えて、それぞれ任命しない。

(特例措置)

第3条 役員の内任及び経験がセンターの業務運営上特に必要である場合等であつて、当該役員を例外的に扱ふべき理由が、センターの適正な業務運営に関する国民の信頼を確保する観点から見ても適切と判断される場合については、前条の限りでない。但し、理事会及び評議員会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成17年5月16日より施行する。但し、施行日において現に役員に就任している者については、当該任期中に限り、本規程は適用しない。